

**大磯町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

**令和4年3月
大 磯 町**

■目次

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 1. 背景 | 2 |
| 2. 基本的事項 | 3 |
| (1) 計画の位置付け | |
| (2) 対象とする範囲 | |
| (3) 対象とする温室効果ガス | |
| (4) 計画期間・基準年度 | |
| 3. 温室効果ガスの排出状況 | 6 |
| (1) 温室効果ガス総排出量 | |
| 4. 温室効果ガスの排出削減目標 | 7 |
| (1) 目標設定の考え方 | |
| (2) 温室効果ガスの削減目標 | |
| 5. 目標達成に向けた取組 | 9 |
| (1) 取組の基本方針 | |
| (2) 具体的な取組内容 | |
| 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表 | 12 |
| (1) 庁内体制 | |
| (2) 点検体制 | |
| (3) 進捗状況の公表 | |

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年（平成10年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

2016年（平成28年）には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

さらに、2020年（令和2年）10月、政府は2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021年（令和3年）5月には、改正地球温暖化対策推進法が成立し、法の基本理念に「2050年脱炭素社会の実現」が位置付けられました。

また、2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減を目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことが掲げられました。

大磯町においても、2010年（平成22年）4月に、「大磯町地球温暖化対策実行計画（旧計画）」を策定し、事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に取り組んできました。また、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故を受け、クリーンな代替エネルギーの確保やエネルギーの多様性や必要性等、改めてライフスタイルやエネルギー問題を見直すため2015年（平成27年）4月に「大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例」が施行されました。

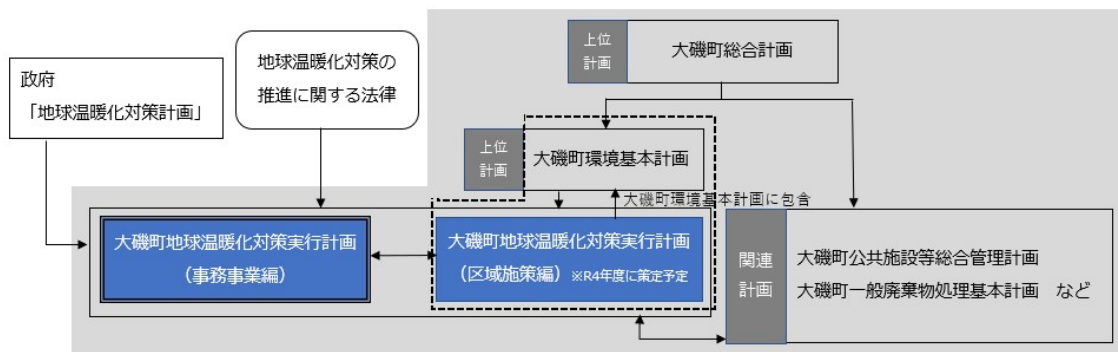
このような状況を踏まえ、大磯町では、2022年度（令和4年度）を始期とした大磯町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を新たに策定し、公共施設への再生可能エネルギーの導入を促進すること等を始めとした、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

2. 基本的事項

(1) 計画の位置付け

大磯町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、大磯町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

また、本計画の上位計画である大磯町総合計画及び大磯町環境基本計画に即して策定します。



【地球温暖化対策推進法（抜粋）】

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、大磯町の全ての事務・事業とし、指定管理者制度の施設を含む全ての町有施設を対象とします。

(主な対象施設一覧)

| 区分 | 施設 |
|-----|----------|
| 町役場 | 本庁舎、国府支所 |

| 区分 | 施設 |
|----------------------|--|
| 町立小中学校・幼稚園・保育所 | 国府保育園、大磯幼稚園、たかとり幼稚園、大磯小学校、国府小学校、大磯中学校、国府中学校 |
| 町出先機関 (指定管理施設を含む) | 消防署(本庁舎及び分署)、保健センター、ふれあい会館、世代交流センターさざんか荘、美化センター、横溝千鶴子記念障害福祉センター、横溝千鶴子記念子育て支援総合センター、石坂卷子記念子育て支援センター、図書館(本館及び分館)、郷土資料館(本館及び別館)、生涯学習館、教育研究所 等 |

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項では、温室効果ガスとして次の7種類の物質が規定されていますが、大磯町では一般廃棄物の焼却を実施しておらず、町の事務及び事業において排出される温室効果ガスのほとんどが二酸化炭素であることから、本計画が対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)のみとします。

2019年度(令和元年度)我が国の温室効果ガス排出量

| ガスの種類 | 排出量(百万t-CO ₂) | 構成比(%) |
|--------------------------|---------------------------|--------|
| 二酸化炭素(CO ₂) | 1,108 | 91.4 |
| エネルギー起源 | 1,029 | 84.9 |
| 非エネルギー起源 | 79.2 | 6.5 |
| メタン(CH ₄) | 28.4 | 2.3 |
| 一酸化二窒素(N ₂ O) | 19.8 | 1.6 |
| 代替フロン等4ガス | 55.4 | 4.6 |
| ハイドロフルオロカーボン類(HFCs) | 49.7 | 4.1 |
| パーフルオロカーボン類(PFCs) | 3.4 | 0.3 |
| 六ふっ化硫黄(SF ₆) | 2.0 | 0.2 |
| 三ふっ化窒素(NF ₃) | 0.26 | 0.02 |

温室効果ガスの特徴

| 温室効果ガス | 地球温暖化係数※ | 性質 | 用途 |
|---------------------------|----------|--|-----------------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 1 | 代表的な温室効果ガス | 化石燃料(石炭、石油、天然ガス)の燃焼など |
| メタン (CH ₄) | 25 | 天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。 | 農業関連、廃棄物の埋め立て、燃料の燃焼など |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 298 | 数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。 | 燃料の燃焼、窒素肥料の生産・使用など |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | 1,430 等 | 塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。 | 冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤 |
| パーフルオロカーボン類 (PFCs) | 7,390 等 | 炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。 | 半導体の製造プロセスなど |
| 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | 22,800 | 硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。 | 電気の絶縁体など |
| 三ふっ化窒素 (NF ₃) | 17,200 | 窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。 | 半導体の製造プロセスなど |

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を1(基準)として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの

[出典 全国地球温暖化防止活動センター]

(4) 計画期間・基準年度

本計画は、2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年度)末までを計画期間とします。基準年度については、実績として把握可能な直近の2020年度(令和2年度)とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとなります。

| 項目 | 年度 | | | | | | | | | |
|--------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|--|
| | 2020 | ... | 2022 | ... | ... | ... | ... | ... | 2030 | |
| 期間中の事項 | 基準年度 | | 計画策定 | | | | | | 目標年度 | |
| 計画期間 | | | → | | | | | | | |

3. 温室効果ガスの排出状況

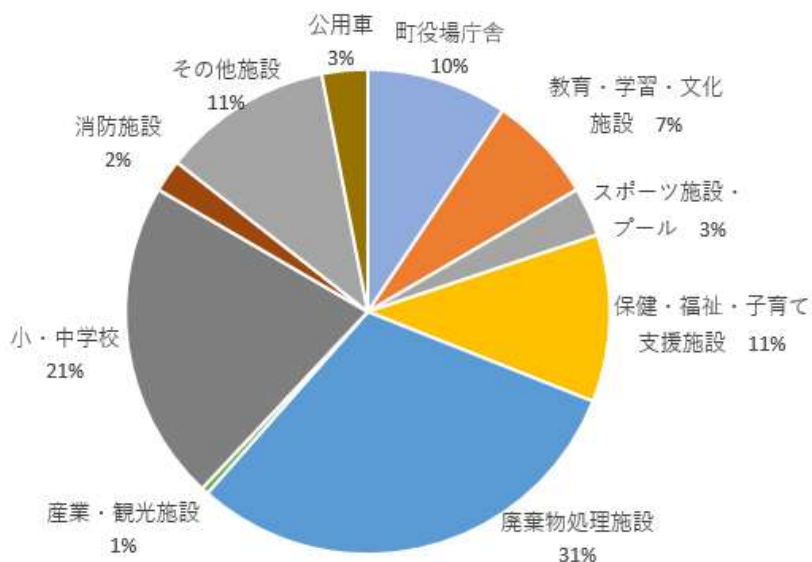
(1) 温室効果ガス総排出量

大磯町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2020年度（令和2年度）が1,934,091kg-CO₂となっています。

| 活動項目 | 発生源 | 2020年度（令和2年度） | | | | |
|------------------|-------|---------------|-----|-------|-----------|--------------------|
| | | 使用量 | 単位 | 排出係数 | 排出量 | 単位 |
| 電気の使用 | 電気事業者 | 3,973,566 | kWh | 0.457 | 1,815,920 | kg-CO ₂ |
| 燃料の使用 （公用車以外） | 灯油 | 14,028.5 | ℓ | 2.49 | 34,931 | |
| | 軽油 | 1,640.0 | ℓ | 2.58 | 4,231 | |
| | ガソリン | 543.8 | ℓ | 2.32 | 1,262 | |
| | LPG | 6,067.4 | kg | 3.00 | 18,202 | |
| 燃料の使用 （公用車） | ガソリン | 20,396.5 | ℓ | 2.32 | 47,320 | |
| | 軽油 | 4,738.6 | ℓ | 2.58 | 12,226 | |
| 合計 | | | | | 1,934,091 | |

※小数点以下の四捨五入の関係により、合計値と符合しないことがあります。

施設別では、廃棄物処理施設が全体の31%を占め、次いで小・中学校21%、保健・福祉・子育て支援施設11%の順となっています。



施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2020年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の94%を占め、次いでガソリン、灯油2%、軽油、LPG1%となっています。



エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2020年度）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

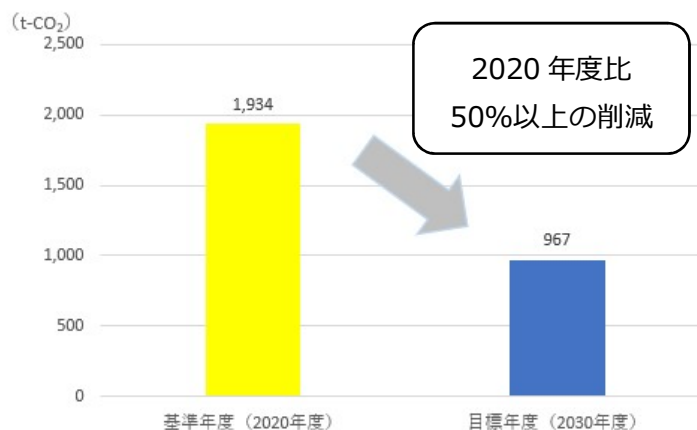
地球温暖化対策計画等を踏まえて、大磯町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2020年度）比で50%以上削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

| 項目 | 基準年度（2020年度） | 目標年度（2030年度） |
|------------|------------------------|-------------------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 1,934t-CO ₂ | 967t-CO ₂ 以下 |
| 削減率 | - | 50%以上 |



温室効果ガスの削減目標

<<基準年度及び削減目標の考え方>>

■基準年度

大磯町では 2013 年度（平成 25 年度）時点で、ごみ処理施設が稼働しており、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量が町全体の二酸化炭素排出量の多くを占めていましたが、1 市 2 町ごみ処理広域化に伴い、2013 年度（平成 25 年度）10 月に閉鎖しました。そのため、本計画策定時点と 2013 年度（平成 25 年度）では二酸化炭素排出に伴う前提条件が異なることから、基準年度を実績として把握可能な直近の 2020 年度（令和 2 年度）とします。

■削減目標

大磯町では、国や県と軌を一にして、2050 年度（令和 32 年度）までにカーボンニュートラルを目指した取組を進めています。本計画では、2030 年度（令和 12 年度）までに 2020 年度（令和 2 年度）比で 50%以上の温室効果ガスの削減を目指すこととします。

（参考）政府実行計画について

政府が、2021 年（令和 3 年）10 月に策定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）では、2013 年度（平成 25 年度）比で政府の温室効果ガスの総排出量を 2030 年度（令和 12 年度）までに 50%削減することを目標としています。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・軽油・ガソリン等の燃料使用量の削減に重点的に取り組むとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- 公共施設の新築・改築等に併せて、民間事業者のノウハウや資金等を活用しながら、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。
- 特に、令和7年度の利用開始を目標に建替えを予定している本庁舎について、省エネルギー（効率の高い空調・照明機器やBEMS[※]の導入）、創エネルギー（再生可能エネルギーの活用）、蓄エネルギー（大容量バッテリーの導入）について調査・検討を進め、先導的な庁舎を目指します。

[※]BEMS (Building and Energy Management System) : 「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと

- 震災時の停電に必要な最小限の電力が確保できるように、太陽光発電システム等の導入と併せて、蓄電システム等の積極的な導入を図ります。

② 施設設備の改善等

- し尿処理施設の更新にあたっては、環境負荷軽減の観点から、省エネルギー対策を徹底し、再生可能エネルギーを活用することで、温室効果ガスの排出削減に配慮したものととして整備します。
- 施設の新築、改築をする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、省エネ性能の高い施設設備を整備し、適正な管理に努めます。
- 公用車の更新時に、次世代自動車[※]の率先転換を図ります。
[※]次世代自動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車
- 施設の大規模改修時において、建築物省エネ法に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講じます。
- 公共施設の緑化を推進します。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

- 電気の供給を受ける契約にあたっては、排出係数や再生可能エネルギーの導入状況等の環境配慮に係る観点を設定し、事業者選定を行います。
- O A 機器や電気製品等の物品の新規購入、レンタル・リースをする際には、国際エネルギースタープログラム適合商品や省エネルギー基準達成率の高いもの、環境負荷の少ないものの導入に努めます。
- 事務用品は、詰替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。

- 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマークなど）対象製品（環境配慮型物品）を購入します。
- 備品等を部署間で融通することにより、複数購入を避けるように努めます。

④ 職員の日常の取組

i 電気使用量の削減

○ 照明の使用

- 始業前、昼休み及び残業時間等、業務に支障のない範囲で不要な照明を消します。
- 照明の更新の際は、省エネルギータイプの機器（例：使用頻度の低い場所には、人感センサー付 LED 電球の導入）を検討します。
- 使用していない会議室、厨房室、トイレ等は消灯します。

○ 電気機器等の使用

- 昼休み等は、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切ります。
- コピー機等の事務用機器は、節電・待機モードに切り替わるように設定します。
- 使用していない電気機器等の電源プラグを抜きます。
- エレベーターの使用を控え、できるだけ階段を利用します。
- 自動販売機の消灯、冷却保温停止時間の延長を要請します。

○ 冷暖房・空調機器の管理

- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ブラインドやカーテン等を適切に使用し、冷暖房の負荷軽減を図ります。
- 使用していないエリア、部屋等の空調の電源を切ります。
- みどりのカーテンにより、窓からの日射を遮ります。
- クールビズ（冷房時の軽装）、ウォームビズ（暖房時の重ね着など）の推進により、事務室内の適正温度を保ちます。

○ 業務の効率化・労働時間の短縮

- デジタル技術の活用により、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、作業等の自動化・効率化を進め、さらなる省資源化・省エネ化を進めます。
- 事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図ります。
- ノー残業デーを遵守し、定時退庁を徹底します。

ii 燃料使用量の削減

○ 公用車利用の合理化、走行量の抑制

- 公用車の効率的な利用に努めます。
- 近距離移動の場合は、徒歩や自転車を積極的に活用します。
- 業務上可能な場合には、相乗りを励行します。

○ エコドライブの徹底

- 経済走行に努め、急発進、急加速を自粛します。

- 不要な荷物は積まないようにします。
- タイヤの空気圧を適正に保つなど、車両の整備点検の励行に努めます。

iii 資源の有効活用

○ ペーパーレス化の推進

- 会議等で使用する資料の簡素化や、作成部数の適正化を図ります。
- 会議等では、プロジェクターやタブレット等を活用し、ペーパー資料の削減を図ります。
- 庁内の情報共有には、電子メールやチャット等を活用し、ペーパーレス化を推進します。
- 両面印刷、集約印刷を徹底します。
- ミスコピー紙等の裏面利用等の再利用を徹底します。
- 文書及び資料の共有化を図ります。
- 報告書や計画書等の文書はホームページ等を利用し、発行部数を削減します。

○ ごみの減量化、リサイクルの推進

- 各種印刷物は、作成部数の見直しを徹底し、作成部数を必要最小限とします。
- ごみの発生抑制・分別の徹底を図ります。
- 庁舎等の施設利用者やイベント参加者にごみの発生抑制・ごみの分別を呼びかけます。
- 物品等は計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。
- 物品等の調達にあたっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品を積極的に調達します。
- 備品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。
- 各職場で不要になった物品等の再使用に努めます。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジの再利用を図ります。
- マイバッグやマイボトル等の使用を励行します。

○ 水道

- 洗面所や給湯室等の水栓には、非接触型自動水栓を導入することで節水を行い、給排水動力の節減を図ります。

⑤ その他

- ナッジ^{*}の考え方に基づき、職員一人ひとりが省エネルギーにつながる選択ができるような情報提供を行い、省エネ等の効果的な行動変容を促進します。
*ナッジ (nudge : そっと後押しする) : 行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする手法
- 業務委託により町の施設に常駐する社員に対し、省エネルギー対策や節電対策への理解や協力を求めます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 庁内体制

以下の庁内体制により、計画の着実な推進と進行管理を行います。

① 推進本部

産業環境部長を本部長とする推進本部において、計画の点検及び見直しを行います。

② 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置き、「推進担当者」は計画の進捗状況を把握しつつ、事務局とともに点検し、計画の総合的な推進を図ります。

③ 事務局

事務局を環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(2) 点検体制

事務局は、推進担当者をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部において年1回の点検評価を行います。

(3) 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、温室効果ガス排出量については、年1回、町ホームページ等で公表します。

大磯町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和4年3月発行

編集・発行 大磯町

大磯町産業環境部環境課